

基本方針案（平成14年12月19日修正版）に対する意見

平成15年1月10日
血液事業部会委員 三星 獻

1. 血液製剤についての中期的な需給の見通しについて【4ページ第2節（3）】

②の血液凝固因子製剤について、第1段落、「すべて国内献血で・・・」の前に「一部を除き」を加えていただきたい。

第2段落は、削除し、法律で献血による「国内自給」が謳われている以上、第3段落の次に、「これらについては、今後国内自給が推進される必要がある」を加えていただきたい。

2. 血液製剤に関する国内自給が確保されるための方策に関する事項について【4ページから5ページ】

免疫グロブリン製剤及びアルブミン製剤の自給率は、それぞれ80.6%及び33.8%であり、基本方針では、平成20年を目途に国内自給を目指すとされているが、第2節では、平成20年度における需要予測に基づく免疫グロブリン及びアルブミン製剤の製造に要する原料血漿量は、それぞれ109万リットル～115万リットル及び163～170万リットル程度としている一方で、平成20年度における原料血漿の供給予測は117万リットル程度とされている。

一方、「第3節（1）の血液製剤の国内自給の確保・達成について」では、平成20年度を目途に、国内自給の達成を目指すものとするとしており、上述の状況から「国内自給」とは国内献血による自給を目指すことなのか、遺伝子組換え製剤も含めた国内自給なのか、本基本方針で「国内自給」の定義について明確にしていただきたい。

さらに、「（2）国内自給を確保するための基本的な考え方」では、「確保された全ての原料血漿が血液製剤として国内に供給されるよう、製造及び供給のための体制を整備する」としているが、そのために何をいつまでしなければならないと言った具体策まで明記していただきたい。

例えば、献血された血液が確実に国民に還元されるよう、国、患者団体、医療関係者、献血団体、日赤、民間メーカー等の関係者を集めて国内自給推進委員会などを設置していただきたい。

3. 献血の推進に関する事項について【6ページ第4節】

（1）内閣総理大臣を本部長とする献血推進国民本部（仮称）の創設について

少子高齢社会が進展する中で、今後血液製剤を必要とする人口が増加し、献血者人口が減少する現状を考えると、献血可能年齢以外の若年層も含めた献血思想の普及をより積極的に推し進め、理解を求めていくことが必要である。

献血思想を国民運動として根付かせ、これに基づいて国内自給を達成するためにも、内閣総理大臣が陣頭指揮を執る献血推進国民本部（仮称）の設立は、献血推進に携わる者にとっての長年の悲願である。また、昨年3月には、献血推進国民本部（仮称）の創設を目指して、全国の主な献血団体、献血推進団体、患者代表、医療機関代表が結集した「献血推進全国協議会」が発足したところである。

献血推進は厚生労働省の一つの局である医薬局が取り組んでいるに過ぎず、国全体が取り組む事業としての位置付けがないため、多くの問題を抱えている。

その一例として、歩行者天国や繁華街や駅前広場を使って献血の呼び掛けを行う場合、道路交通法の規定により管轄の警察署へ献血推進団体が自腹を切って料金を支払った上、道路使用許可をとっていることや献血の呼び掛けにメガホンやマイクを使用することが禁止されている。このような障害を取り除いていただくためにも国が率先して献血の推進に取り組み、国内医療に必要なすべての血液製剤を献血により国内自給するという大きな目標に向け、血液事業は国民の生命を守る国家的事業として位置付け、「内閣総理大臣を本部長とする「献血推進国民本部（仮称）」が新設されるよう、各省庁の関連部局に対して働きかけを行う」ことを明記していただきたい。

（2）都道府県及び市町村の役割の明確化について

新法の第5条（地方公共団体の責務）でも規定されているとおり、都道府県及び市町村は、献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならないとされていることから、基本方針においても、本法の趣旨を明確に盛り込んでいただきたい。

具体的には都道府県の項（6ページ（2）の2つ目の中・部分）「・・・広報や献血組織の育成、献血者の確保等献血を推進していくために必要な措置を講ずること・・・」としていただきたい。

また、市町村の項（6ページ（2）の3つ目の中・部分）「国及び都道府県とともに献血を推進していくために必要な措置を講ずること及び採血事業者が・・・（途中省略）・・・献血会場の確保、献血者の確保、献血者への理解を求める。・・・（以下省略）」としていただきたい。

さらに、採血事業者の項（6ページ（2）の4つ目の中・部分）「・・・献血者登録制度による献血者や献血推進団体との連携の確保を図ることが重要である。」とし、献血推進団体との連携も図っていただきたい。

(3) 献血ボランティア休暇制度の導入について

上記でも申し上げたとおり、血液事業を国家的事業として位置付ける必要があることから、献血しやすい環境整備の一環として国が、「献血ボランティア休暇」を制度として導入すべきであり、その旨を明記していただきたい。

具体的には、(6ページの5つ目の中・部分)「国は、官公庁及び企業等にボランティア活動である・・・(途中省略)・・・献血ボランティア休暇制度導入等、進んで献血しやすい環境作りへの取組を行うこと。」としていただきたい。

(4) 学校における献血思想教育の実践について

少子高齢社会の到来により、今後の若年層に対する献血思想の普及・啓発を積極的に推し進める必要があり、そのためには、教育の現場における献血思想教育の実践がより重要となる。

したがって、国及び地方公共団体は、学校における献血思想の教育まで踏み込んだ施策が必要であり、その旨を明記していただきたい。

具体的には、(7ページの1つ目の中・部分)「国及び地方公共団体は、学校での献血思想教育の実践を図ることが重要である。」としていただきたい。

4. 血液製剤の製造及び供給に関する事項について【8ページ第5節(3)】

(3) の「原料血漿の配分」では、需給計画に規定するのは、「原料血漿の標準的な価格」とされているが、標準的な価格では、採血事業者と製造業者の個別交渉に委ねられかねないことから、明確に「原料血漿の価格」としていただきたい。

さらに、第5節(3)の第3段落は、「採血事業者及び製造業者は、需給計画を尊重して原料血漿を配分することが必要であり、厚生労働大臣は、計画が尊重されているかを把握するため、原料血漿の配分結果の報告を求めるものとする。」とされている。

本来、原料血漿の配分や価格の決定などについては、はじめから国が取り仕切るべきであると考える。それがすなわち国民、献血者に対する透明性を確保する途であり、国の関与が現行よりも後退することは決してないようにしていただきたい。

このような観点から「採血事業者及び製造業者は厚生労働大臣の指示に基づき、需給計画を尊重して原料血漿を配分することが必要であり、厚生労働大臣は計画が尊重され、原料血漿が配分されるよう求めなければならない」としていただきたい。